

# 「公平負担のための受信料体系の現状と課題に関する研究会」

## 第 1 1 回会合 議事要旨

### 1 日 時

平成 2 0 年 4 月 2 日（水） 1 7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

### 2 場 所

総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎 2 号館 8 階）

### 3 出席者

#### （1）研究会構成員

舟田座長、中村座長代理、菅谷構成員、鳥居構成員、新美構成員、飛田構成員、山下構成員（7 名）

#### （2）オブザーバー

石岡構成員、伊東構成員、音構成員、見城構成員、高橋構成員（5 名）

#### （3）NHK

塚田総合企画室〔経営計画〕局長、今井総合企画室〔経営計画〕担当局長、渡辺営業局担当部長

#### （4）総務省側

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、吉田放送政策課長、武田衛星放送課長、長塩放送政策課企画官、大澤放送政策課課長補佐

### 4 議 事

#### （1）開会

#### （2）議題

①衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響について

②その他

#### （3）閉会

### 5 議事の概要

（本文中の記号の意味は、次のとおり。○…構成員・オブザーバーの発言  
△…NHKの発言 ●…総務省の発言）

#### （1）事務局からの説明（資料 1、2）

(2) (1)に関する議論。主なやりとりは以下のとおり。

- 資料2の2ページに「第一次報告書で提言した措置によって、課題①については部分的に解決されるのではないか。」とあるが、ここでいう「部分的に」とはどの程度か。
- 第一次報告書では、一戸建てで地上放送だけを受信していた者が、そのまま集合住宅に転居し、衛星放送を受信することのできる受信環境が整ってしまった場合という限定した問題に関して議論・提言をしていた。こうした者の実数等は把握していないが、数字はある程度限定されると認識している。一方、課題①では、一戸建てから集合住宅への転居等に限定せず、現実には受信していないが、3波共用機の普及やいわゆる共聴アンテナ等の普及によって、衛星放送の受信環境が整ってしまった場合を設定しているという意味で、「部分的に解決される」としている。
- 第一次報告書を受けて、NHKにおいてどのような取組みを検討したのか。また、対象者数についてシミュレーションをしたことがあるか。
- △ 受動的に受信環境が整ってしまった者への措置については、平成20年度の夏頃までに検討するという報告をさせていただいているところ。例えば、テレビの購入時期や引っ越しの時期をどう証明するかということについて検討したことはある。具体的にどの程度の数になるのかということについては、これからの検討だが、AM方式を導入しているマンションでは、IF方式を導入しているマンションの倍くらいの対象者がいるというような試算はしたことはある。
- メッセージ機能の活用強化について、表示を拡大すれば視聴が困難となり妨害にはなるが、そのことで、むしろ受信料制度に対する反感が強まるのではないか。
- △ 「契約してください」というメッセージを出せば、契約していただけるという効果は期待できるのではないかと考えている。しかし一方で、ご指摘のように受信料の支払いをしなくてよいという感情を持たれる可能性もあり、慎重に見極めることが必要である。

- 少し細工するとメッセージが見えなくなるデスクランブラーのようなツールはあるか。また、録画して視聴する場合も、そのメッセージは残るのか。
- △ デスクランブラーのようなツールはない。メッセージはCAS機能を用いて表示しており、B-CASの暗号は一切破られていない。また、録画してもメッセージは残るし、デジタル方式の場合は録画したものから消すこともできる。
- メッセージ機能の使い方次第ではあるが、メッセージ機能の活用強化は、現状維持というよりもスクランブルの一部に近いのではないか。
- I-Bの「受信確認メッセージ機能の活用強化」を採用すると、制度導入時の整理を変えることになるのか。
- スクランブル化については、サービスの対価料金となる点に着目して整理している。一方、メッセージ機能の活用強化については、契約しない場合にメッセージが表示され多少見にくい状態となるとしても、それによって受信料が一種のサービスの対価料金となるといったものではない。このような観点からは、メッセージ機能の活用強化については、スクランブル化と、区別して整理したほうが分かりやすいのではないかと考えている。ただし、メッセージ機能の強化の方法次第では、導入時の整理を再整理しなければならない部分は生じてくるものと認識。
- △ メッセージ機能については、技術的にスクランブルの技術を使用しているが、受信料の対価料金とは異なる整理で運用している。また、表示方式の拡大についても、現行の18文字×5行を拡大して、8行までが現行の規格の限度であり、画面全体をふさぐものとは異なり、公平負担を呼びかけるための一つの例として提案させていただいたもの。
- 受信料の支払状況は、現在7割程度であり、導入時とは変化している。こうした状況を踏まえ、契約締結の円滑化のために導入されたメッセージ機能をどのような形で活用するのかということについて提案があったものと理解しているが、受信契約の円滑化のためという目的を変えるものではないと認識している。この場合、表示面積を大きくすることは程度問題になると考えられるが、未契約者に対して再表示を行うことを導入する場合には、新しい理由づけが必要となることも想定される。
- メッセージ機能の活用を強化する場合、現在の18文字×8行の規格以外に何か考えているか。
- △ 前回の会合で、表示の拡大のほか、未契約者への再表示といった運用を提案させていただいたところ。

- 地上契約と一本化した場合の衛星放送業界に及ぼす影響について「外部制作会社の制作機会の減少」とあるが、どういう意味か。
- △ 例えば、地上料額に一本化した場合、衛星放送経費の全額を地上料金で賄うことになるので、準基幹放送としてのメディアのソフトを確保することが難しくなるのではないかという意味。
  
- 地上料額の場合と加重平均額の場合では衛星放送業界に及ぼす影響の度合いが異なるのではないか。また、加重平均額の場合は、外部制作会社の制作機会の減少のおそれはあまりないということか。
- △ Aの地上料額の場合は、新たなソフトの制作が難しい状況になるので、ドキュメンタリーや自然物といったものの制作機会が減っていくと考えている。Bの加重平均であれば、外部制作会社の制作機会の減少は「おそれ」ということになる。
  
- 加重平均額を計算した場合、視聴できる状態にありながら契約をしない人が多ければ多いほど、受信者は低い料金で衛星を受信できる。契約を締結しないという視聴者間の協定を結ぶことが、視聴者にとって得になってしまうという問題があるのではないか。
  
- △ 衛星放送の普及率次第では、地上契約との一本化という議論もあると思うが、衛星契約が全体の3分の1にとどまる現状ではなかなか難しい課題があるのではないかという認識である。
  
- Aの地上料額へ一本化する場合、現在、衛星のために使っている衛星付加受信料金がゼロになり、収入は大幅減となる。この場合、地上波の水準を落とさなければ、衛星について特別な支出が非常に困難となり、衛星放送の提供を継続することが困難となる。現在のようなサイマル放送でない放送を衛星放送として継続するのであれば、この考え方はないのではないかと考える。また、Bの加重平均額へ一本化する場合、値上げ対象となる契約者の理解を得ることが困難なのではないかと思う。
  
- 現時点で地上契約と一本化するのは、なかなか困難ではないか。ただし、受信料で運営費を賄っていく公共放送を今後も維持していくことを考えた場合、いわゆるリニアの番組については受信料を一本化しておいた方が、より機能的な運営できるのではないかと考える。衛星受信者が増えれば、段階的な方法による一本化も非現実的ではないのではないか。

- 受信料は安いにこしたことはないが、視聴者の中にはBS放送に多様な内容を期待している者もあり、番組の質を落とさないことが理想。この点で、地上料額への一本化は現実的でなく、地上契約者への上乗せを考えると加重平均額への一本化も無理があるのではないか。
- 昭和43年にラジオ用の受信契約である契約乙を廃止した際の契約者数は、テレビ・ラジオの受信契約である契約甲が約2,008万件、契約乙が約128万件（昭和42年見込み）であり、契約乙は6%程度であった。
- 地上料額へ一本化した場合、確かに衛星受信料収入が全額減収になるが、その代わりに、現在地上波で契約していない人が契約するという可能性もあるのではないか。契約率が2割増えれば、衛星受信料収入の約1,300億円をカバーできるが、海外の状況をみれば、9割程度の契約はあながち不可能ではないのではないか。
- △ 衛星受信機の所有者が3分の1という状況下で、どれだけの人がサービスを楽しむことができるか否かという問題もあり、地上料額へ一本化した場合に、直ちに契約者の増加を期待するのは難しいのではないか。
- スクランブル化について、非営利型と営利型の違いは何か。
- 非営利型については、現行の受信料と同様、基本的に総括原価方式で料金を設定するという考え方。一方、営利型については、一般の営利企業のように利潤を上乗せして料金を設定するという考え方である。
- スクランブル化のBについては、まったく考える余地がないと思う。Aについては、我が国がどのように公共放送を維持していくかについて、もう少し考えるべきであり、スクランブル化の選択肢については、できる限り除外していただきたい。その前に段階を踏んでやっていくことがあると思う。
- スクランブル化で非営利型というのは、現在受信料を払っている人には何ら影響はなく、フリーライダーで受信料を払っていない人のみが影響を被るという点で、メッセージ機能の活用強化を一段と強化したものとして類型化できるのではないか。
- メッセージ機能については、実際にテレビは視聴しておらずメッセージは関係ないが、衛星放送を視聴できる環境にあれば、とりあえず受信料を払っていただきたいという点で受信料の特殊な負担金という性格は維持されている。一方、スクランブル化については、完全に対価制にな

- っており、受信料の特殊な負担金という性格に非常に大きな影響を及ぼし、「特殊な負担金」とは言えなくなるのではないか。
- スクランブル化のAを採用すると、料金は、参考資料11ページ「諸外国における衛星放送と受信料」の「有料放送料金」になるのか。
  - スクランブル化のAの非営利型をどのように整理するかによるが、受信料とは言えないという整理をするなら、一定金額がここに入ろうかと思う。
  - アーカイブス・オン・デマンドで契約者から徴収したお金については、参考資料11ページ「諸外国における衛星放送と受信料」にある「その他」に入るのか。
  - △ アーカイブス・オン・デマンドについては、累積赤字の解消に6年ぐらいかかるという見通しのもとで準備を進めており、区分経理によって勘定される。
  - アーカイブス・オン・デマンドは任意業務であり、放送事業そのものでもないが、限定的な視聴者に対するサービスはNHK本体が行ってもよいとされていると思う。衛星放送についても、限定的な視聴者を対象としていても、NHKがあまねく全国において受信できる環境を作った上で、視聴者がサービスを受けるかどうかについて選択するものであり、NHKのあまねく受信の責務と矛盾するものではないと考える。したがって、NHKが衛星放送を非営利事業として、「対価料金」を徴収する方法により実施することについては、特殊法人としてのNHKの性格になじまないものではないと考える。
  - NHKの衛星放送をスクランブル化した場合の受信料の水準に及ぼす影響として、非営利型については会計分離、営利型については独立採算という整理には必然性がないのではないか。また、個別編成を徹底するならば、本来、衛星と地上とを分けて議論すべきではないか。
  - 論理必然的ではないかもしれない。先ほどのご意見にあったように、スクランブル化の議論については、一種の対価料金制によりサービス等を提供していくことが、公共放送としてのNHKの性格として適しているかどうかの問題になってくるのではないか。
  - 徹底的に独立採算を行おうとするとスタンドアローンコストを要請することになり、コストをかなり大きく取らなければならないことになる。一方で、共通費用を配賦する現行の衛星付加料金は、スタンドアローンコストを基にしたものではないことは明白であるが、広い意味では一つ

の会計分離に当たるのではないか。つまり、独立採算のほうが、スタンダードローンコストに近いということなのではないか。

- スクランブル化を突き詰めていくと、地上波もスクランブル化すればいいのではないかという議論になり、その辺りの歯止めをどうかけるかという問題もあるのではないか。
- スクランブル化した場合、世帯単位としている契約単位を受信機単位とする必要が出てくるのではないか。
- △ 基本は受信機単位になるのではないかと思うが、スクランブル化した場合の契約単位については具体的に検討していない。
- 対価料金という考え方になると、視聴者の意向に沿うようにということになる。しかし、公共放送であるNHKにおいては、不偏不党で、かつ、内容的にも幅広い年代層を想定しなければならず、スクランブル化に際しては、その辺りも懸念される。
  
- スクランブル化を行った場合、強制的に見せられる、あるいは契約率の低迷という問題は解消できる。一方、地上契約と一本化した場合、強制的に見せられる、あるいは契約率の低迷という問題は解消できるが、地上波のフリーライダーの問題は解消できないのではないか。つまり、1, 300万世帯を対象にするスクランブル化と、3, 600万世帯を対象にする地上契約との一本化との議論はレベルの異なるものであり、同じように議論することはできないのではないか。1, 300万を対象として議論すべきか、3, 600万を対象として議論すべきか。
- 本研究会においては、衛星の部分を対象とした政策に関するご議論をお願いするという枠組みで資料を作らせていただいているところ。
- コンテンツの流通促進という国の政策の中で、NHKが、国内でのオンデマンド放送や海外へのコンテンツの販売等、いろいろと収入を確保できる可能性を、どこまで考慮して金額の試算を行っているか分からない。通信・放送政策全体の中で、どのように位置付けて判断すべきか。
  
- さまざまな数字等については、現在のいろいろな条件を固定した上で、議論の参考にとということで仮置きをして提示させていただいているもの。
  
- スクランブル化は2つの理由で困難ではないか。  
まず、スクランブル化すると有料放送の性格が非常に強くなるが、それは要するに質の高い番組をより高い料金で提供するということ。お金

をかけて質の高い番組をより高い料金で提供することが、公共放送であることと整合的であると言うことは非常に難しいのではないか。

また、スクランブル化する場合に、フリーライダーを完全に抑止するためには、契約は現行の世帯単位ではなく受信機単位としなければ、運用が難しいのではないか。

衛星付加受信料を廃止し、加重平均額に一本化する考え方について、NHKが編成内容を工夫して調整するという事なので、必ずしも現在の受信料収入を前提とする必要はないのではないか。また、毎年40～50億円程度の増収が見込まれている効果を考慮すれば、必ずしも1,600円を前提とする議論は必要はなく、かなりフレキシブルに対応可能ではないかと思う。

- 現段階では、地上契約の地上料額、または加重平均額への一本化は、いずれも時期尚早なのではないか。その上で、受信料の支払いに対する不公平感を何らかの形で解消することを、一義的な目的に据えたほうがいいのではないか。モアチャンネルとしての役割をこのまま期待するのであれば、どちらかというスクランブル化の意見に傾いており、衛星放送については、受信料の法的性格の議論はその後でよいのではないか。